

## 現行基本計画における公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

### 1 公的統計が果たすべき役割

「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」（統計法の目的に明記）

### 2 公的統計の現状・課題

- 一 「証拠に基づく政策立案」に対する社会的要請の高まり
- 二 経済活動のグローバル化、産業構造の変化、少子高齢化の進展等への対応
- 三 調査環境の変化への対応
- 四 統計利用ニーズの多様化への対応
- 五 統計リソースの確保・有効活用

### 3 施策展開に当たっての基本的な視点

統計の「有用性」の確保  
(ニーズに応じた統計的的確な整備)



- ① 統計の体系的整備
- ② 経済・社会の環境変化への対応
- ③ 統計データの有効活用の推進
- ④ 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

## 主な成果

- 経済構造統計の創設（平成24年経済センサスー活動調査の実施等）
- 国民経済計算の推計精度向上（国際基準への対応、一次統計等との連携）
- 事業所母集団データベースの構築
- オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

# 次期基本計画における基本的な方針の審議ポイント等

## 考慮事項及び審議ポイント

- 現行基本計画は、60年ぶりの統計法の全面改正、初めての法定計画の策定等の背景事情を踏まえ、公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）の中に公的統計の役割等を記載した経緯有り
- 以下のようなポイントを中心に、次期基本計画における基本的な方針について審議
  - ① 統計法に規定する目的等を所与のものとして、施策展開に当たっての基本的な視点を中心に整理してはどうか。
  - ② 現行基本計画の基本的な視点（統計の有用性の確保・向上）を継承しつつ、社会・経済情勢の変化を踏まえて特に重点化する視点や主な施策について記載してはどうか。  
（別紙参照。なお、主な施策については、各ワーキンググループにおける審議状況も踏まえて整理）

## （参考）既往の閣議決定等

- ◇ 「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）
  - ・ 統計データのオープン化・透明化、オンライン調査の徹底を次期計画に反映
- ◇ 「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」（平成25年6月14日IT総合戦略本部決定）
  - ・ 2013年度に統計データの有用性向上・利用促進を含む新たな基本計画を決定

## 社会・経済情勢の変化

- ◇ 経済・雇用の動向をより適時・的確に捉え提供する統計の整備
- ◇ 東日本大震災等、緊急時における対応能力の強化
- ◇ 国際動向への対応や国際比較可能性の確保・向上
- ◇ 地方分権を踏まえた地域別統計の整備・拡充
- ◇ 調査環境の悪化防止や調査員の負担軽減を図るための調査統計の質の向上、報告者負担軽減、IT化等調査手法の改善、統計作成過程の一層の透明化等の推進

## 次期基本計画(基本的な方針)

### 【施策展開に当たっての基本的な視点】

#### 統計の有用性の確保・向上

##### <重点化する視点>

統計相互の整合性の確保・向上

国際比較可能性の確保・向上

経済・社会の環境変化への的確な対応

正確かつ効率的な統計作成の推進

統計データの透明化・オープン化の推進

##### <次期計画の主な施策>

- ・ 国民経済計算の整備
- ・ 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備
- ・ 事業所母集団データベースの整備
- ・ データの高度利用環境の整備